別紙3

介護者の感染により在宅での生活が困難となった要介護高齢者の 短期入所施設での受入れ促進制度における各機関の役割について

保健所による事案の発生確認

- ・感染者に関する調査の結果、要介護高齢者が在宅でお一人になる状況を確認
- ・要介護高齢者は、濃厚接触者となるが、PCR検査で陰性を確認済み

保健所から市町村へ連絡、ご家族等から担当ケアマネへ連絡

- ・保健所から、該当の高齢者に関して市町村の福祉担当課へ連絡 (市町村担当課の連絡先は、県高齢福祉課にて調整・整理)
- ・ご家族・ご本人又は市町村から、該当高齢者の担当ケアマネへ連絡

担当ケアマネを中心に居宅サービスの活用による生活の確保を検討

- ・担当ケアマネを中心に、訪問サービス等を活用した在宅での生活の確保を検討
- ・検討にあたっては、保健所と十分連絡を取り、在宅での生活の継続可否の結論を出す タイムリミットを確認
- ・検討の結果、在宅での生活が困難な場合は、市町村から県高齢福祉課に対し、短期入 所受入れ協力施設での当該高齢者の受入れについて、施設の空き状況の確認を依頼 (その際、当該高齢者の基本情報(氏名、年齢、住所、要介護度、健康状態、介護者 の状況など)と、担当ケアマネ(氏名、所属事業所、連絡先など)についても連絡)

県高齢福祉課において短期入所受入れ協力施設の空き状況を確認

- ・県高齢福祉課において、事前登録のあった受入れ協力施設に対し、事案発生地域を踏まえて、受入れに関する空き状況を確認
- ・空床があり、具体的な受入れに関する調整ができる施設が確認できたら、県高齢福祉 課から市町村又は担当ケアマネに連絡

担当ケアマネによる短期入所受入れ協力施設での受入れ調整

- ・担当ケアマネから受入れ協力施設に対し、当該高齢者の受入れについて調整
- ・通常の介護保険による利用として調整
- ・施設への送迎など、必要に応じて市町村も協力して調整

短期入所受入れ協力施設での当該高齢者の受入れ

・受入れ決定後、県から受入れ施設に対し、協力金、補助金等について説明